

「神奈川県屋外広告業者等に対する監督処分に係る取扱要綱における処分基準（案）」に関する県民意見及び県民意見に対する県の考え方について

意見募集実施機関

平成29年2月17日（金曜日）から平成29年3月18日（土曜日）

意見募集結果

意見提出者数 1名

意見内容の概要

処分手由に関すること	1件
------------	----

意見反映区分

A 規則に反映させたもの	0件
B 意見の趣旨が既に規則に盛り込まれているもの	0件
C 今後の取組みの参考とするもの	0件
D 反映できないもの	1件
E その他	0件

番号	意見	県の考え方	反映区分
1	<p>処分手由の「無許可」や「禁止地域への掲出」等は主に広告主や媒体の所有者に責任のあることなので業者を処分することには違和感がある。</p> <p>例えば広告主に「許可が必要です」と伝えることは出来ても許可申請をするかしないかは広告主次第。</p> <p>また、業者が広告主に対して「禁止地域だから掲出できない」と言うには広告主に対する啓発が不足している。</p> <p>更には、登録業者を処分する方法があって未登録業者を処分する方法がないのはナンセンス。</p>	<p>神奈川県屋外広告物条例では、「無許可」や「禁止地域への掲出」等違反屋外広告物について、知事が、表示者である広告主のほか、物件設置者である屋外広告業者に対して、措置を命じることができるとしています。このため、屋外広告業者に対しても処分することが可能と考えます。</p> <p>また、既に同条例では、未登録で屋外広告業を営んだ者に対して、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとしています。</p>	D